

## 議案第20号関連資料

### 明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と 社会参加を促進する条例を廃止する条例(案)の概要

#### 1 廃止理由

成年被後見人又は被保佐人(成年被後見人等)は、地方公務員の欠格条項を定める、地方公務員法第16条において、条例で定める場合を除き、職員として採用することができず、また、職員が成年被後見人等に該当した場合は、当然に失職するとされてきました。

このため、本市では、2016年3月に、障害者の自立と社会参加のさらなる促進を図るため、「明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例」を制定し、職員として採用することができること、及び、自動的に失職しないものとしているところです。

このような中、このたび、国において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法第16条の「欠格条項」から成年被後見人等が削除されることに伴い、本条例を廃止するものです。

#### 2 関係法令

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(2019年12月14日施行)

#### 3 施行期日(廃止日)

2019年(令和元年)12月14日